

秘密保持契約書

第1条 （目的）

本契約書は、 （以下「甲」とします）と、ルーチェアイピー合同会社（以下、「乙」とします）が、乙が調査・分析・コンサルティング業務を提供する可能性を検討し、甲の同意のもと当該業務を遂行する（以下総称して「本件検討」とします）にあたり、相互に開示された情報を適切に管理することを目的とします。

第2条 （秘密情報の定義）

本契約において秘密情報とは、一方当事者から他方当事者に対して、紙、電子媒体、サンプル等の交付、郵送、電子メールの送信等、提供の媒体および手段を問わず、秘密であることを事前に通知した上で開示された下記の情報とします。この場合において、秘密情報の開示を行った者を開示者とし、秘密情報の開示を受けた者を受領者とします。

（ア）有償無償を問わず本件検討に関する、発明・考案・ノウハウ等無体財産権に関わる事項

（イ）本件検討に関する、生産・販売・技術その他業務上の秘密

2. 上記定めに関わらず、下記情報は秘密情報に含まれないものとします。

（ア）情報開示の時点において公知である情報

（イ）情報開示後に受領者の責めに帰すべからざる事由によって公知となった情報

（ウ）本件検討と関連なく情報開示前から受領者が適法に保有していた情報

3. 開示者が口頭で開示した情報について、開示者は開示の日から14日以内に受領者に対し書面による秘密情報の指定の通知を行うこととします。この場合において、秘密情報の指定は議事録等の秘密情報の範囲が明確に関知しうる方式により、具体的に明示することとします。

4. 開示者は受領者に対し、秘密情報を開示する正当な権限を有することを保証することとします。

第3条 （秘密情報の管理）

受領者は秘密情報について、本件検討の遂行のため必要な最小限度に限り保持保管し事前に開示者の同意がある場合を除き、第三者に開示いた

しません。

2. 前項により、事前に開示者の同意を得て受領者が第三者へ秘密情報を開示する場合、受領者は、当該第三者に対し、本契約に基づき自己に課せられた義務と同様の義務を課します。
3. 受領者は、本件検討のために秘密情報を知る必要がある(i)自己の役員および従業員及び(ii)自己がその議決権付発行済株式の過半数を直接又は間接に所有する子会社の役員および従業員及び(iii)自己の議決権付発行済株式の過半数を直接又は間接に所有する親会社の役員および従業員並びに(iv)前記親会社により議決権付き発行済株式の過半数を直接又は間接に保有されている兄弟会社の役員及び従業員に対してのみ秘密情報を開示できますが、これらの役員および従業員に本契約に定める秘密保持義務の内容を知らしめ、順守させることとします。
4. 受領者は、本件検討のために必要な範囲でのみ、秘密情報の一部または全部を複写、複製することができることとします。
5. 受領者は、開示者の書面による事前の承諾を得ることなく、本件検討以外の目的で、秘密情報のリバースエンジニアリングその他の解析を行わないこととします。
6. 受領者は、秘密情報の漏洩を防止するため、秘密情報管理責任者を選任し、当該責任者をして、秘密情報を自己の情報と明確に区分のうえ厳重に保管・管理し、個人のパソコンに秘密情報を保管させない等、適切な措置を講じさせることとします。
7. 前項の規定に関わらず、受領者は法令上の義務にもとづき所轄官庁もしくは裁判所に秘密情報を提出することを命じられまたは情報公開法もしくは条例にもとづき秘密情報の開示を請求された場合、適法に開示を命じられた部分に当該情報が秘密である旨を明示した上で、当該公的機関に秘密情報を開示することができます。ただし、開示者が異議申立てする機会を得られるよう、開示者にすみやかに文書の提出の命令等を受けた旨を通知いたします。

第4条 (契約の期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から3か月とします。

第5条 (契約の予後効)

前各条の定めに関わらず、第3条の効力は、契約の終了から5年を経過する日まで効力を有するものとします。

第6条 (非保証)

本契約に基づく秘密情報の開示もしくは受領は、甲乙間で別途合意が成立した場合を除いて、いかなる場合であっても、甲乙間における製品取引、役務提供もしくは技術供与、実施許諾、または共同開発の提携等について約束するものではありません。本契約はいかなる意味においても、相手方に対して現在または将来におよぶ法的利益又は事実上の期待利益を付与するものではないことを、相互に確認するものいたします。

第7条 （コンサルティング業務におけるサービス確認条項）

甲は、本契約を締結したことによって、乙が第三者との間で本件検討と同種の検討、開発、取引、提携その他の業務を行うことを妨げられるものではないことを確認いたします。但し、乙は第三者との業務の遂行において、本契約に基づく秘密保持の義務に違反することはできないものいたします。

第8条 （秘密情報の返却）

受領者は、本契約終了後または開示者より要請があった場合、遅滞なく開示者より開示された秘密情報およびその複製物を返却するかまたは廃棄するものいたします。なお、この場合、受領者は開示者に対して秘密情報を返却または廃棄した旨を記載した書面を開示者へ提出するものいたします。

第9条 （解釈）

本契約は、両者間における役務の提供、権利の許諾等もしくはこれらの予約または本契約に定めのない事項を約定するものではないものいたします。

第10条 （法令順守）

甲および乙は、本契約に基づき情報を交換する場合には、外国為替および外国貿易法、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律のほか、関連法令を順守するものいたします。

第11条 （契約違反時の措置）

受領者が、本契約の条項のいずれかに違反した場合、開示者は受領者に対し、当該違反行為の差止を請求することができるものいたします。

2. 受領者が本契約の条項のいずれかに違反し、当該違反のために開示者が損害を被った場合、受領者は開示者が被った当該損害を賠償するものいたします。

第 1 2 条 （協議解決）

本契約に定めのない事項および本契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙間で誠意をもって協議解決を図るものいたします。

第 1 3 条 （準拠法）

本契約は、日本国の法律・規則その他の法規に基づき解釈・適用されるものいたします。

以上、本契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙捺印の上、各 1 通を保有します。

年 月 日

甲

乙

神奈川県川崎市宮前区小台一丁目 8－1 7

ルーチェアイピー合同会社

代表社員

三好 陽介